

■4年間おまかせサポートパック規約

4年間おまかせサポートパック（以下、おまかせサポート）は、以下に記述するサポートサービスに関する利用規約（以下、規約）に同意いただくことを条件としてパソコンサポートサービス（以下、サービス）を提供するものといたします。

サービスをご利用される場合は、以下の規約に同意したものとみなします。

第1条（規約の適用）

福井大学生活協同組合（以下、生協）は、サービスを提供するにあたり、この規約に基づき実施するものとします。

第2条（規約の改定）

1. 生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を改訂することができます。
2. 前項の場合、生協は、本規約の改訂の内容、改訂後の本規約の効力発生日について、改訂の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

①店舗での掲示

②Webサイトへの掲示

第3条（契約の成立、料金、請求・支払方法）

1. 本サービスの契約は、生協が付帯サービス付きの対象パソコン・セットに関する有償サービスの購入料金の受領を確認した時点で成立するものとします。
2. 生協は、前項に定める申込手続きにおいて記載漏れ、または虚偽の記載がなされていた等の瑕疵がある場合、または生協が当該手続きを不当と判断した場合には、有償サービスの申込を承諾しないことがあります。
3. 有償サービスの料金は、生協が発行した商品利用案内で表記された料金とします。
4. 付帯サービス付きの対象パソコン・セットの申込及び有償サービスの対価は、生協が本条第1項に定めた申込書の確認の上、本サービス利用者に請求するものとし、利用者は商品利用案内もしくは申込書に記載した方法で生協に支払うものとします。

第4条（サービスの有効期限）

利用者が購入した年の4月1日から、4年後の3月31日までとします。

第5条（サービスの提供条件）

1. 生協の組合員であること。
2. 生協が新学期教材として提案・斡旋したパソコンを購入し、おまかせサポートに申し込みをしていること。
3. 対象となるパソコンが、メーカー保証や延長保証、及び動産保険の期間内であること。

4. 生協で購入した製品（ソフトウエア、周辺機器等）で、開発元（メーカー）が動作保証していること。
5. パソコンが改造されておらず、標準構成であること。
6. サービスの適用地域は日本国内のみとします。
7. 保険の全損扱いなどで対象のパソコンが変更となる場合も上記条件を満たすことが前提となります。

第6条（サービス作業規約）

1. 一部のサービスは該当のパソコン及びサービス提供に必要なものを生協店舗に持ち込んでいただき、お預かりしたうえで作業を行います。
2. 生協は、保存されているデータの保証・管理責任を負いません。あらかじめバックアップ等必要な対応をお願いします。生協は自ら定めた手順により作業を行うこととし、万が一保存されたデータに改変、消失、破損が発生しても、その責を負いません。
3. サービスの利用者から必要な情報の提供が受けられない場合、作業を行わない場合があります。

第7条（解約）

生協は、組合員より解約の申し出があった場合、解約に応じます。但し、解約による料金の返却はいたしません。

第8条（再委託）

生協は、本サービスに関する作業の一部あるいは全部を、生協の責任において第三者に再委託することができます。

但し、生協は、再委託先の行為について、連帶して責任を負うものとします。

第9条（個人情報保護）

本サービスの申込に際し生協が取得した個人情報に関しては、生協の個人情報保護方針及び個人情報保護規則に則り生協が管理したうえで、ご提供いただく際にお知らせした利用目的の範囲内で利用します。

第10条（免責事項）

1. 生協は、生協の責に帰することのできない事由から生じた損害、生協の予見できない特別な事情から生じた損害、逸失利益の喪失及び第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。
2. 本サービスを原因とした不具合により、利用者が損害を被った場合には、生協は本規約第3条で規定した料金を限度額として賠償責任を負うものとします。

第 11 条（本規則の変更・廃止）

1. 当組合は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規則を変更・廃止することがあります。
2. 前項の場合、当組合は本規則を変更・廃止する旨、変更後の本規則の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図るものとします。
 - (1) 店舗での掲示
 - (2) Web サイトへの掲示
 - (3) 申込者への告知
3. 本規則の変更・廃止は、当組合の理事会の議決によります。

（付則） 本規則は 2025 年 11 月 26 日から施行します。